

鳴門教育大学学生規則

平成16年 4 月 1 日

規則第 27 号

改正 平成18年 1 月 16日規則第 1 号

平成19年 3 月 23日規則第14号

平成28年11月24日規則第15号

平成30年11月28日規則第 5 号

令和 2 年11月11日規則第20号

令和 7 年 3 月 13日規則第 6 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）の実施に関し必要な事項及び鳴門教育大学（以下「本学」という。）における円滑な教育研究の機能を維持するため、学生が守るべき事項について定める。

第2章 入学手続等

(入学手続書類)

第2条 入学の許可を受けようとする者は、別に定める期日までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓書（別記様式第1号）
- (2) 学生記録票（別記様式第2号）
- (3) その他本学が指定する書類

(学生記録票の記載事項の変更)

第3条 学生記録票の記載事項に追加又は変更すべき事項が生じたときは、当該学生は、速やかに別記様式第3号の学生記録票記載事項変更届を学長に提出しなければならない。

第3章 学生証

(学生証の携帯)

第4条 学生は、本学が交付する別記様式第4号の学生証を常に携帯するとともに、本学関係者の請求に応じ、これを提示しなければならない。

2 本学関係者は、学生証の提示請求に応じない者に対し、構内、教室、研究室、附属図書館その他本学の施設に立入ることを禁止し、又は退去を命ずることができる。

(貸与等の禁止)

第5条 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(学生証の再交付)

第6条 学生証を汚損又は紛失した者は、直ちに別記様式第5号の学生証再交付願に写真を添え、学長に提出し、再交付を受けなければならない。

(学生証の返納)

第7条 学生は、卒業、修了、転学、退学等により学生の身分を失ったときは、直ちに学生証を学長に返納しなければならない。

第4章 欠席

(欠席)

第8条 学生は、疾病その他の理由により欠席しようとするときは、別記様式第6号の欠席届を学長に提出しなければならない。

2 やむを得ない事情により事前に欠席届を提出することができないときは、事後速やかに提出しなければならない。

3 欠席が7日以上にわたる場合は、医師の診断書又は本学が指示する書類を添え、提出しなければならない。

第5章 休学、復学、転学、留学及び退学

(休学、復学、転学、留学及び退学)

第9条 学生は、休学、復学、転学、留学及び退学をしようとするときは、それぞれ別記様式第7号から第11号までの休学願、復学願、転学願、留学願又は退学願に必要な書類を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学及び留学期間の延長)

第10条 休学又は留学中の学生が、休学又は留学の期間を延長しようとするときは、別記様式第12号の休学期間延長願又は別記様式第13号の留学期間延長願に必要な書類を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第6章 健康診断

(健康診断)

第11条 学生は、本学が定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果に基づいて本学が行う指示に従わなければならない。

第7章 学生の団体

(設立の許可)

第12条 学生が、学内において本学の学生を構成員とする学生団体（以下「団体」という。）を設立しようとするときは、本学の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから顧問教員を定め、別記様式第14号の学生団体設立許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可期限)

第13条 前条に規定する団体の許可の有効期限は、当該団体が許可を受けた日の属する学年の末日までとする。

(団体の継続)

第14条 第12条の規定により許可を受けた団体が、許可の有効期限後、団体を継続しようとするときは、別記様式第15号の学生団体継続許可願を別に定める期日までに、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(目的等の変更)

第15条 団体が、目的、組織、規約その他第12条に規定する設立許可願又は前条に規定する継続許可願の記載事項を変更しようとするときは、別記様式第16号の学生団体目的等変更願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(団体活動の制限)

第16条 団体は、学内において特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動又は特定の宗教のための宗教活動を行ってはならない。

(解散)

第17条 団体が解散しようとするときは、別記様式第17号の学生団体解散届を学長に提出しなければならない。

(活動停止)

第18条 学長は、団体が次の各号の一に該当するときは、当該団体の活動の停止を命ずることができる。

- (1) 学則又は本学の諸規則に違反し、又は教育研究活動を妨げる活動を行ったとき。
- (2) 活動中に事故が発生するなど、団体の運営が不適当であると認められたとき。
- (3) 団体の構成員が不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関連のあったとき。
- (4) 団体の目的と異なる活動を行ったとき。

(解散命令)

第19条 学長は、団体が次の各号の一に該当するときは、当該団体の解散を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する活動停止命令に応じないとき。
- (2) 本学の目的に著しく違反し、又は本学の教育研究活動を妨げたとき。
- (3) 長期にわたって団体としての活動が行われなかったとき。

(学外団体への加入)

第20条 団体が学外の法人その他の組織（以下「学外団体」という。）に加入し、又は学外団体の行事に参加し、若しくは学外団体と行事を共催しようとするときは、顧問教員の承諾を得て、あらかじめ別記様式第18号の学外団体加入等願に、当該学外団体の規約その他必要書類を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第8章 集会等

(集会の開催)

第21条 学生又は団体が、学内において集会（集団示威活動を含む。以下同じ。）を開催しようとするときは、責任者を定め、次に定める期日までに、別記様式第19号の集会開催許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 本学学生のみが参加する集会の場合 開催日の7日前まで
- (2) 学外の者が参加する集会の場合 開催日の15日前まで

(開催等の禁止命令)

第22条 学長は、集会が次の各号の一に該当するときは、当該集会を禁止し、又は解散を命ずることができる。

- (1) 学則又は本学の諸規則に違反したとき。
- (2) 開催の許可条件に違反したとき。
- (3) 本学の教育研究活動を妨げ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(報告)

第23条 集会の責任者は、集会の状況等について学長から報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。

第9章 文書等の掲示

(掲示の許可)

第24条 学生又は団体が、学内において文書又は図画（写真、ポスター、ステッカーを

含む。以下「文書等」という。)を掲示しようとするときは、別記様式第20号の文書等掲示許可願に掲示しようとする文書等を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により掲示を許可した文書等に掲示承認印を押印する。

(責任者の明記)

第25条 文書等には、当該文書等を掲示しようとする者が学生であるときは、その者の学籍番号及び氏名を、団体であるときは、その団体の名称及び責任者の氏名を明記しなければならない。

(掲示の禁止事項)

第26条 掲示しようとする文書等が次の各号の一に該当するときは、掲示を許可しない。

- (1) 第16条の規定に違反すると認められるもの
- (2) 特定の個人又は団体等を誹謗し、又は名誉を傷つけると認められるもの
- (3) 虚偽の事項を記載したと認められるもの
- (4) 内容、表示が品位を欠くと認められるもの

(掲示の条件)

第27条 文書等の大きさは、75cm×100cm以内とする。ただし、特別に許可したものについては、この限りでない。

2 文書等は、別に指定する学生用掲示板に掲示しなければならない。ただし、特別に許可したものについては、この限りでない。

3 掲示の期間は、1週間以内とする。ただし、特に期間を指定して許可したときは、その期間とする。

(撤去)

第28条 第24条第1項の規定により文書等の掲示の許可を受けた者は、当該文書等が次の各号の一に該当するときは、直ちに撤去しなければならない。

- (1) 掲示の許可期限が経過したとき、又は掲示する必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 学長が撤去を認めたとき。

(撤去命令)

第29条 学長は、文書等が次の各号の一に該当するときは、文書等の撤去を命ずることができる。

- (1) 掲示の許可期間が経過し、又は掲示場所、内容等が掲示許可願に記載された内容と相違するとき。
- (2) 掲示の方法等が不適當で、他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 建物、施設等の管理若しくは教育研究に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき。

第30条 学長は、文書等が次の各号の一に該当するときは、関係職員に命じ、文書等を撤去させることができる。

- (1) 第24条第1項に規定する許可を受けずに文書等を掲示したとき。
- (2) 第28条第2号の規定により文書等の撤去を命ぜられたにもかかわらず、なお、その文書等を撤去しないとき。
- (3) 緊急に撤去を要すると認められたとき。

第10章 配布行為等及び拡声器等の使用

(配布行為等の許可)

第31条 学生又は団体が、学内において文書等、図書その他の物品を配布し、販売し、署名を求め、又は募金を募る行為（以下「配布行為等」という。）をしようとするときは、責任者を定め、別記様式第21号の配布行為等許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(中止命令)

第32条 学長は、配布行為等が次の各号の一に該当するときは、当該行為の中止を命ずることができる。

- (1) 配布行為等許可願に記載された内容と相違するとき。
- (2) 他人に強要し、若しくは迷惑を及ぼし、又は他人を欺く行為があると認められるとき。

(報告)

第33条 配布行為等の責任者は、配布行為等の状況について学長から報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。

(拡声器等の使用)

第34条 学生又は団体が、学内において拡声器その他の音響機器（以下「拡声器等」という。）を使用しようとするときは、責任者を定め、別記様式第22号の拡声器等使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 学生又は団体は、拡声器等を使用するに当たっては、本学の教育研究に支障を生じさせ、又は付近の環境を損なうことがないようにしなければならない。
- 3 学長は、拡声器等の使用が次の各号の一に該当すると認められるときは、その中止を命ずることができる。
 - (1) 前項の規定に違反するとき。
 - (2) 第1項の許可を受けず、又は使用願に記載された内容と相違するとき。
 - (3) 拡声器等使用許可の条件に違反するとき。
 - (4) 第26条各号に掲げる禁止事項に該当するとき。

第11章 施設・設備の使用

(使用の許可)

第35条 学生又は団体が、本学の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を使用しようとするときは、別に定める施設等を除き、別記様式第23号の施設等使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の禁止事項)

第36条 施設等を使用しようとする目的が次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 違法又は不当な行為を行うもの
- (3) その他管理者が不適格と認められるもの

(中止)

第37条 第35条の規定により施設等の使用の許可を受けた者は、当該施設等の使用が次の各号の一に該当するときは、直ちに使用を中止しなければならない。

(1) 使用の許可期間が経過したとき，又は使用する必要がなくなったとき。

(2) 学長が使用中止を命じたとき。

(使用の制限及び中止命令)

第38条 学長は，施設等の使用が次の各号の一に該当するときは，施設等の使用を制限し，又は中止を命ずることができる。

(1) 使用の許可期間が経過し，又は第35条に規定する使用願に記載された内容と相違するとき。

(2) 教育研究のため使用する必要が生じたとき。

(3) 教育研究に支障を生じ，又はそのおそれがあるとき。

(4) 施設等の維持管理に支障を生じ，又はそのおそれがあるとき。

(損害賠償)

第39条 学生又は団体が，故意又は過失により施設等を汚損，損傷又は滅失させたときは，その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

附 則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和7年4月1日から施行する。